



秋田市

ゆき対策の手引き

みんなの力で この冬を！ 乗り切ろう！

市では、この冬もみなさんが安全安心に過ごせるよう、市民・委託業者・行政が一体となったゆき対策を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、市ホームページでも、ゆき対策の内容のほか、除雪車の位置情報や稼働履歴などが確認できますので、ご利用ください。

◆広報ID番号 1007156



除排雪に関する お問い合わせは コールセンターへ



☎(888)9400

開設日

12月10日(火)▶3月15日(土)
午前8時～午後8時

- ◆当日の除雪稼働の有無を自動音声でお知らせします。なお、番号選択によりオペレーターとお話することもできます。
- ◆道路豪雪対策本部設置時は必要に応じて24時間体制。コールセンター開設までは、道路除排雪対策本部(道路維持課内)へ。☎(888)5751

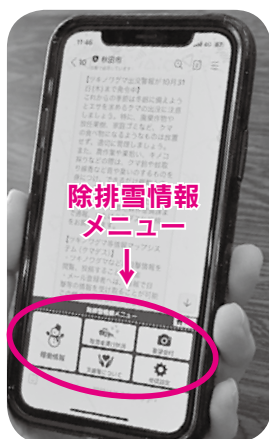
1月13日(月)は 市民一斉除雪デー

- ▶作業は午前9時～おおむね正午です
- ▶スコップ、スノーダンプなどは各自でご準備ください
- ▶小学校周辺の通学路などの除排雪に参加するかたは、各小学校へお集まりください(敷地内に駐車できない場合があります)。また、各町内会で自主的に除排雪する場合は、町内会指定の場所へお集まりください
- ▶積雪状況などによっては、中止となる場合があります

●問い合わせ
市民一斉除雪デーについて
…生活総務課☎(888)5622
通学路について…学事課☎(888)5806

除排雪情報は LINEから！

- ◆LINEの友だち登録により、当日の除排雪の実施状況を確認できるほか、交通安全上支障がある雪山などをスマートフォンのカメラで撮影して市に情報提供できます。



- 登録方法
- ①スマホのカメラで下記コードを読み込んでください
 - ②基本メニューの「除排雪情報」をプッシュ
 - ③メニューで必要な情報を選びます
- *ご登録の前に、LINEアプリをダウンロードする必要があります。



公式LINE

空き家の管理は適正に

法律上、空き家の適正管理は、所有者などの責務です。強風で屋根が飛んだり、落雪で被害を及ぼしたりしないよう定期的に点検し、必要に応じて修理や除雪を行いましょ。

- 通行人などに危害を及ぼすような危険な空き家の相談…住宅政策課☎(888)5770
- その他、相談窓口の問い合わせ
…市民相談センター☎(888)5646

人口減少、少子高齢化が進み、財政規模が縮小していく中で、行政サービスである除排雪を持続可能にするため、誰もが地域社会を支える一員であるという意識を持つことが大切です。

■10cm以上の積雪があった場合、幹線道路から一般生活道路まで市内すべての除雪対象路線を除雪します

▼地域により雪の量が違う場合、除雪する地域としない地域がありますが、同じ地域内で除雪する道路と、しない道路は、原則ありません

▼10cm未満の場合でも、状況により車の通行が困難なときは臨機応変に除雪します

■一部の狭い道路などを除き、除雪と排雪は別々に行い、排雪は後日基準に従って行います

▼排雪は、主要な道路は車両の交互通行や歩行帯の確保が困難、生活道路は1車線の確保と歩行者の通行スペースの確保が困難、交差点は雪山により見通しが確保できないなどの場合に、後日基準に従いまとめて行います



●問い合わせ 道路除排雪対策本部

☎(888)5751

◀◀◀10・11ページにつづく

家庭の雪寄せ・雪下ろし事業者

作業内容や料金などは各事業者によって異なります。除雪希望の現場を見てもらい見積書を取るなど、内容や料金は事前によくご確認ください。

詳しくは、下記の各事業者へお問い合わせください。

生活総務課☎(888)5622

ハピサポあきた(寺内)

☎080-1812-2871

FAX050-3164-3328

鶴田運送(河辺)☎070-9176-2173

YG住建(南通)

☎(836)5160・FAX(853)1656

住まいのコンビニ土日工業(新屋)

☎(865)7386・FAX(864)1258

東日コーポレーション(仁井田)

☎(884)1605・FAX(884)1606

光塗装工業(茨島)☎080-9637-1018

秋田グリーン企画(手形)

☎090-7937-7311

アイホーム(四ツ小屋)

☎(838)7955・FAX(838)7956

住建ホーム(牛島)☎(834)1439

*上の一覧は市ホームページで募集し、掲載希望があった事業者です(申込順)。市が事業者をあっせん・紹介するものではありません。広報掲載後に申し込みがあった事業者についても、随時市ホームページに掲載します。

◆広報ID番号 1032620

除雪マナーを守りましょう



◆道路に宅地内の雪を出さないでください

除雪後の道路や融雪施設が設置された道路に雪を出さないでください。路面状況が悪化し、事故の原因になります。

また、除雪作業に合わせて道路に雪を出すことで、作業が大幅に遅れるだけでなく、通行人にも迷惑がかかりますので絶対にやめましょう。

*上記のように、交通に支障をきたすような行為は、法令(道路法など)違反となります。

◆玄関・車庫前の雪寄せにご協力をお願いします

除雪車通過後、道路に面した玄関や間口などに寄せられた雪は各世帯で取り除くよう、ご協力をお願いします。

◆路上駐車は除雪の障害です！



路上への放置車1台で、その町内が後回しになったり、作業が中止になるなど、町内全体が迷惑します。路上駐車をしない、またはさせないようご周知ください。

◆敷鉄板などを置かないでください

宅地と車庫との段差を解消するための敷鉄板などがあると、除雪作業中に引っかけて破損するなど大変危険ですので、撤去するようお願いいたします。

◆深夜の除排雪作業にご理解をお願いします

降雪状況により、作業が深夜になる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

◆作業中の除雪車には近づかないで！

◆雪で困っているかたがいるときは、地域のみなさんで助け合いましょう

